

国内受注型企画旅行条件書

※お申込みの際は必ず印刷のうえ、この旅行条件書をお読みください。

この書面は旅行業法第12条の4に定める「取引条件説明書類」および同法第12条の5に定める「契約書面」の一部となります。

1. 受注型企画旅行契約

「受注型企画旅行契約」とは、JFEライフ株式会社（以下「当社」といいます）がお客様の依頼により、旅行の目的地及び日程、お客様が提供を受けることができる運送等サービスの内容並びにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより旅行を実施する旅行契約をいい、お客様は当社と「受注型企画旅行契約」（以下「契約」といいます）を締結することになります。

2. 契約の申込み

1. 当社がお客様に交付した企画の内容に関し契約を申し込もうとするお客様は、当社所定の申込書に所定の事項を記入のうえ、当社が別に定める金額の申込金とともに当社に提出していただきます。
2. 当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員（以下「会員」といいます）より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと（以下「通信契約」といいます）を条件に旅行のお申し込みを受ける場合があります。当社と通信契約を締結しようとするお客様は、前項の規程にかかわらず、会員番号を通知しなければなりません。
3. 当社は団体・グループを構成するお客様の代表者（以下「契約責任者」といいます）から旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。
4. 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出していただきます。
5. 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予想される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
6. 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
7. a.身体に障害をお持ちの方、b.健康を害している方、c.妊娠中の方、d.補助犬使用者の方、e.その他の特別の配慮を必要とする方は、その旨をお申し出下さい。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。

3. 契約締結の拒否

当社は、次に掲げる場合においては、契約の締結に応じないことがあります。

1. 当社の業務上の都合があるとき。
2. 通信契約を締結しようとする場合であって、お客様がお持ちのクレジットカードが無効である等、旅行代金にかかわる債務の一部又は全部を提携会社の会員規約に従って決済できないとき。
3. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。

4. 契約の成立時期

1. 契約は当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立します。
2. 当社は契約責任者と契約を締結する場合、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく契約の申し込みを受けることがあります。この場合、契約の成立の時期は、当該特約書面を交付したときに成立します。
3. 申込金は、旅行代金、取消料、違約料のそれぞれの一部又は全部として取扱います。
4. 通信契約は1.の規定にかかわらず、当社がお客様の承諾の通知を受けて、当該申し込みを承諾する旨の通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。

5. 契約書面の交付

1. 当社は契約の成立後すみやかに、お客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。
2. 契約書面を交付した場合において、当社が契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、本項1.の契約書面に記載するところによります。

6. 確定書面

1. 契約書面において、確定された旅行日程および運送機関もしくは宿泊施設の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊施設および表示上重要な運送機関の名称を列挙したうえで、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に契約の申し込みがなされた場合にあっては旅行開始日）までの当該契約書面に定める日までにこれらの確定状況を記載した確定書面を交付します。
2. 本項1.の場合において、手配状況の確認を希望するお客様から問合せがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にこれに回答します。
3. 確定書面を交付した場合には、当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。

7. 旅行代金の支払い時期と旅行代金の変更

1. 旅行代金の額は、受注型企画旅行の企画書面に記載します。旅行代金は、旅行出発日までの当社が定める期日までにお支払いください。

2. 当社は著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃・料金が改定されたときは、その差額だけ旅行代金を増額又は減額することがあります。当社は旅行代金を増額する場合は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に通知するものとし、この場合お客様は、旅行開始日前に企画料金又は取消料を支払うことなく契約を解除することが出来ます。適用運賃・料金が減額された場合は、その差額だけ旅行代金を減額します。
3. 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

8. 契約内容の変更

1. お客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。
2. 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、旅行者にあらかじめすみやかに当該事由が当社の関与し得ないものである事由および当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に理由を説明します。

9. お客様の交代

1. 当社と契約を締結したお客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。
2. お客様は、本項1. に定める当社の承諾を求めようとするときは、当社所定の用紙に所定の事項を記入のうえ、手数料(お一人様につき11,000円(消費税込み))とともに、当社に提出しなければなりません。
3. 本項1. の契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生ずるものとし、以後、契約上の地位を譲り受けた第三者は、お客様の当該契約に関する一切の権利及び義務を承継するものとし、ます。

10. お客様からの契約の解除

1. お客様から企画料金又は取消料をいただく場合
 - (1) お客様は、企画書面記載の企画料金又は取消料を支払って契約を解除することができます。
 - (2) 当社の責任とならないローン等の事由によりお取消の場合も企画書面記載の企画料金又は取消料をいただきます。

2. お客様からの企画料金又は取消料をいただかない場合

お客様は次に掲げる場合において、旅行開始前に企画料金又は取消料を支払うことなく契約を解除することができます。

(1) 契約内容に以下に例示するような重要な変更が行われたとき。

- a. 旅行開始日又は終了日の変更
- b. 入場する観光地、観光施設、その他の旅行の目的地の変更
- c. 運送機関の種類又は会社名の変更
- d. 運送機関の「設備及び等級」のより低いものへの変更
- e. 本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更
- f. 宿泊施設の種類又は名称の変更
- g. 宿泊施設の客室種類、設備、景観その他の客室の条件の変更

(2) 旅行代金が増額されたとき(お客様から契約内容の変更の求めがあった場合を除きます。)

(3) 公的機関の発した情報など客観的な情報から、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

(4) 当社がお客様に対し、期日までに確定書面を交付しなかったとき。

(5) 当社の責に帰すべき事由が生じた場合において契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

(6) 旅行開始後において、当該お客様の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することが不可能になったとき、又は当社がその旨を告げたときは、お客様は旅行サービスを受領することが不可能になった部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうち当該受領することができなくなった部分に係る金額を払い戻します。

(7) 当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領不可能になった部分に係わる金額から、旅行サービスに対して、取消料、違約料その他の既に支払った、又はこれから支払わなければならない費用に係わる金額(当社の責めに帰すべき事由によるものでないときに限ります。)を差し引いた金額をお客様に払い戻します。

11. 当社からの契約の解除

1. 旅行開始前

(1) お客様が企画書面に記載する期日までに旅行代金を支払わないときは、当該期日の翌日においてお客様が契約を解除したものとします。この場合において、お客様は、当社に対し、企画書面に定める取消料又は企画料金に相当する額の違約料を支払わなければなりません。

(2) 当社は、次に掲げる場合において、お客様に事由を説明して、旅行開始前に契約を解除することがあります。

- a. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
- b. お客様がほかの旅行者に迷惑をおよぼし、又は、団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれ

があるとき。

- c. お客様が、契約内容に関し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- d. スキーなどを目的とする旅行における必要な降雪量の不足のように当社があらかじめ明示した旅行条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。

2. 旅行開始後

(1) 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても契約を解除することがあります。この場合、旅行代金のうちお客様がまだその提供を受けていない旅行サービスにかかわる部分の費用から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払った、又はこれから支払わなければならない費用を差し引いた金額を払戻しいたします。

- e. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
- f. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示に従わないとき、またはこれらの者または同行する他のお客様に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- g. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与できない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能になったとき。

(2) 本項2. の(1)の a、c の規定により、当社が契約を解除したときは、お客様の求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るために必要な手配を引き受けます。

12. 添乗サービス

- 1. 当社は、契約責任者の求めにより添乗サービスを提供することがあります。この場合、添乗サービス料金及び添乗員の団体グループに同行するために必要な交通費、宿泊費等は、旅行代金に含むものとします。
- 2. 添乗サービスの内容は、原則として旅行日程上、団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。また、添乗員の業務時間は原則として8時から20時とします。

13. 当社の責任

- 1. 当社は、当社または当社の手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えた場合は、当該損害を賠償いたします。
- 2. お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は本項1. の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- 3. 当社は、手荷物について生じた損害については、損害発生の翌日から起算して14日以内に、当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場を除きます。)として賠償します。

14. 特別補償

1. 当社は、お客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体又は手荷物に被った一定の損害について、当社旅行業約款特別補償規程により以下の金額の範囲において、補償金又は見舞金を支払います。ただし、特別補償規定第2章の事由による場合は、補償金等は支払いません。
 - (3) 死亡補償金: 1500万円
 - (4) 入院見舞金: 入院日数により2～20万円
 - (5) 通院見舞金: 通院日数により1～5万円
 - (6) 携行品損害補償金: お客様1名につき15万円を限度(ただし、補償対象品1個又は1対につき10万円を限度とします。また補償額が3000円以下の場合は損害補償金を支払いません。)
2. 当該受注型企画旅行日程において、お客様が当社の手配に係る旅行サービスの提供を一切受けない日が定められている場合において、その旨および当該日に生じた事故による生命、身体又は手荷物の損害については、補償金及び見舞金の支払が行われない旨について契約書面に明示したときは、当該日は「旅行参加中」とはいたしません。

15. 旅程保証

旅行日程に下表に掲げる変更が行われた場合は、当社旅行業約款受注型企画旅行契約の部の規定により、その変更の内容に応じて下表に定める率を旅行代金に乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一契約についての変更補償金の額が1000円未満の場合は、変更補償金を支払いません。

変更補償金をお支払する変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
①契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1. 5	3. 0
②契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その旅行の目的地の変更	1. 0	2. 0
③契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへ変更 (変更後の等級及び設備のより低い料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りします。)	1. 0	2. 0
④契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1. 0	2. 0
⑤契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1. 0	2. 0
⑥契約書面に記載した宿泊施設の種類又は名称の変更	1. 0	2. 0
⑦契約書面に記載した宿泊施設の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1. 0	2. 0

16. お客様の責任

1. お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。
2. お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載されたお客様の権利・義務その他契約の内容について理解するように努めなければなりません。
3. お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地においてすみやかに当社又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

17. お買い物案内について

お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中に土産店にご案内することがあります。当社では土産店の選定には、万全を期しておりますが、購入の際には、お客様自身の責任でご購入ください。当社では商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねますので、トラブルが生じないように商品の確認及びレシートの受け取りなどを必ず行って下さい。

18. 事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに確定書面(最終日程表)でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

19. 個人情報の取扱いについて

1. 当社は旅行申込みの際にご提出いただいた申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等のサービスの手配およびそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内、又は当社の契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲で、それらの運送・宿泊機関、保険会社等に対しお客様の氏名および生年月日などを、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。このほか、当社では1.当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内 2.旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い 3.アンケートのお願い 4.特典サービス提供 5.統計資料作成に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
2. 当社は、当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様へのご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて当社のグループ企業との間で、共同して利用させていただく場合があります。当該グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、お客様の申込の簡素化、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただくことがあります。
3. 当社は旅行先でのお客様の買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産店

に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、住所、搭乗便名等に係わる個人データを、書類又は電子データにより送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人情報の提供の停止を希望される場合は、販売店宛、出発前までにお申し出ください。

4. 上記のほか、当社の個人情報の取扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページ (<http://www.jfe-life.co.jp/travel/>) でご確認ください。

20. 約款準拠

本旅行条件書に記載のない事項は、当社の旅行業約款受注型企画旅行契約の部に定めるところによります。

JFEライフ株式会社(JFETラベル)

観光庁長官登録旅行業第1562号

2020年4月1日現在